

～市役所・税務署からのお知らせ～

# 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます!!

**対象となる方** 事業所得（農業所得を含む）、不動産所得又は山林所得がある方  
（所得税の申告の必要のない方も含まれます）

**記載する内容** 売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項  
→日々の合計金額を記載するなど、簡易な方法で記帳可能

**帳簿等の保存** ① 収入金額や必要経費を記載した帳簿  
② 取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書など

## 収支内訳書・申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、収支内訳書や青色申告決算書、所得税、消費税の申告書などが作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」又は印刷して郵送等で提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。